

新築等京町家部会（仮称）の設置について

1 設置目的

京町家の知恵を継承し，京町家と認められる新築等の住宅（既存住宅の改修を含む）のあり方，誘導策について，専門的な見地から御検討いただくため，京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「条例」という。）第26条に基づき，京町家保全・継承審議会の部会として「新築等京町家部会（仮称）」（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会での審議事項

(1) 将来に継承すべき京町家の知恵

「平成の京町家」でこれまで整理した京町家の知恵について，京町家と認められる新築等の住宅に取り入れるべき要素を再整理する。

(2) 京町家と認められる新築等の住宅のあり方

基本となる考え方，京町家として認められる基準案

(3) 誘導策

京町家と認められる新築等の住宅の建築を誘導するための方策，供給数の把握方法

3 委員構成（案）

(1) 委員定数

8名程度を想定している。

(2) 部会の委員

京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第9条に基づき，京町家保全・継承審議会委員のうちから会長が指名する。

(3) 部会長

規則第9条に基づき，会長が指名する。

4 設置時期

本日の京町家保全継承審議会において承認をいただいた後，速やかに設置する。

5 部会の決議の取扱い

条例第26条第2項の規定により，部会の決議を京町家保全・継承審議会の決議とする。

6 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 10月 | 第1回新築京町家部会（進め方について，新築京町家の考え方） |
| 12月 | 第2回新築京町家部会（第1回部会を踏まえた基準案，誘導策案について） |
| 2月 | 第3回新築京町家部会（とりまとめ） |

京都市京町家の保全及び継承に関する条例【抜粋】

第7章 京町家保全・継承審議会

(部会)

第26条 審議会は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則【抜粋】

(部会)

第9条 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第10条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。